

1. 議事日程（令和3年第1回北広島町議会臨時会）

令和3年3月22日
午前10時開会
於 議 場

		仮議席の指定
日程第1		議長の選挙
日程第2		議席の指定
日程第3		会議録署名議員の指名について
日程第4		会期の決定について
日程第5		副議長の選挙
追加日程第1		議席の一部変更
日程第6		常任委員会委員の選任について
日程第7		議会運営委員会委員の選任について
追加日程第2		閉会中の継続審査の申し出について
日程第8		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第9		芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
日程第10		北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第11		町長就任挨拶
日程第12	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて （令和2年度北広島町一般会計補正予算（第8号））
日程第13	議案第26号	北広島町課設置条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第27号	北広島町職員定数条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第28号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第29号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第30号	北広島町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第31号	北広島町芸北運動公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例
日程第19	議案第32号	北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第33号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第21	議案第34号	北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第22	議案第35号	北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第36号	北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第24	議案第37号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第25	議案第38号	北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第26	議案第39号	北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

		ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第27	議案第40号	北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第28	議案第41号	北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第42号	北広島町給水条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第43号	北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第44号	字の区域の変更について
日程第32	議案第45号	工事請負契約の変更について (コアゾーン整備工事)
日程第33	議案第46号	工事請負契約の変更について (北広島町立八重東小学校 屋根・外壁改修工事)
日程第34	議案第47号	令和2年度北広島町一般会計補正予算(第9号)
日程第35	議案第48号	令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第36	議案第49号	令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第37	議案第50号	令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
日程第38	議案第51号	令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第39	議案第52号	令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第2号)
日程第40	議案第53号	令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算(第3号)
日程第41	議案第54号	令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第4号)
日程第42	議案第55号	令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第43	議案第56号	令和2年度北広島町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第44	議案第57号	令和3年度北広島町一般会計補正予算(第1号)
日程第45	同意第1号	副町長の選任の同意について
日程第46	同意第2号	教育長の任命の同意について
日程第47	同意第3号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について
日程第48	同意第4号	監査委員の選任の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀岡純一	2番	伊藤立真	3番	敷本弘美
4番	中村忍	5番	佐々木正之	6番	山形しのぶ
7番	美濃孝二	8番	梅尾泰文	9番	伊藤淳
10番	服部泰征	11番	宮本裕之	12番	湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政政策課長	植田優香
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	沼田真路	税務課長	矢部芳彦
町民課長	楨原ナギサ	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	川手秀則
上下水道課長	砂田寿紀	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	西村豊	会計管理者	畑田朱美		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議会事務局長（坂本伸次） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内において原則、マスクを着用することとしております。このたびの臨時会は、北広島町議会議員選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。そこで出席議員の中で、年長の湊議員をご紹介します。湊議員、議長席にご着席ください。
- 臨時議長（湊 俊文） ただいまご紹介をいただきました湊 俊文でございます。地方自治法第107条の規定により、議長が決定するまでの間、臨時議長の職務を行わせていただきます。マスクをしたまま議事進行させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。円滑に議事進行ができますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第1回北広島町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。ここで議事の進行上、仮の議席を指定いたします。仮の議席は、ただいま着席しておられる議席とします。ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 03分 休憩

午前 10時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○臨時議長（湊 俊文） 再開し、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議長の選挙

- 臨時議長（湊 俊文） 日程第1、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。（議場閉鎖）
- 臨時議長（湊 俊文） 次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、伊藤立真議員並びに2番、亀岡議員を指名します。議長選挙は、意思表示の有無にかかわらず、最多得票数を得た議員が当選者となります。ただいまの出席議員は12名です。投票用紙を配ります。（投票用紙配付）
- 臨時議長（湊 俊文） 念のために申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。（投票箱点検）
- 臨時議長（湊 俊文） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席の番号と名前を読み上げますので、順番に投票を行ってください。
- 議会事務局長（坂本伸次） 1番、伊藤立真議員。2番、亀岡議員。3番、敷本議員。4番、中村議員。5番、佐々木議員。6番、山形議員。8番、梅尾議員。9番、伊藤淳議員。10番、服部議員。11番、宮本議員。12番、美濃議員。7番、湊議員。（点呼・投票）
- 臨時議長（湊 俊文） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。これより開票を行います。1番、伊藤立真議員、2番、亀岡議員は立会いをお願いします。それでは開票を行ってください。（開票）
- 臨時議長（湊 俊文） 立会人の方ありがとうございました。それぞれの議席にお戻りください。選挙結果を報告いたします。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち、湊議員9票、梅尾議員2票、美濃議員1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、湊議員が当選されました。議場の出入口を開きます。（議場開鎖）
- 臨時議長（湊 俊文） ただいま議長に当選されました湊議員へ、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ここで私が演壇において発言を行います。
- 議長（湊 俊文） ただいま北広島町議会の議長として選出され、拝命いたしました湊 俊文であります。身の引き締まる思いでございます。まだ政治不信が続いておりますが、住民の幸せ、安心のために政治不信を払拭するよう努めてまいります。地方自治体の原点は、二元代表制であります。ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちなが

ら、議会が首長と対等の機関として機能を果たさなければなりません。私は、人口減少、少子高齢化の中で、北広島町の諸課題については、現実に即したバランス感覚で政策論議をしております。現在、未曾有のコロナウイルス感染症が北広島町の町民をはじめ、全ての事業形態に新しい生活様式を突きつけております。このようなときこそ、議会は町民の心に寄り添い、多様性に適応した優しい政治を目指していかなければなりません。財政の厳しいときだからこそ、議員各位には自己研鑽や議員研修を積まれ、北広島町の発展のため、また、ポストコロナ、アフターコロナのために積極的な政策立案をされることを望んでおります。議会改革では、議会のデジタル化でタブレット導入、そしてコロナウイルス感染症で延期となっております高校生議会の開催をしたいと思っております。議長職は、対外的な行事が多くあるという認識をしております。私は、国政、県政において幅広い人的交流を生かし、北広島町のために全力を尽くす所存でございます。最後に、一日も早くコロナが収束することを願って、ご挨拶といたします。知恵を出し合って、このコロナ国難を乗り越えましょう。以上で臨時議長の職務は終了いたしました。議員各位のご協力ありがとうございました。ここで暫時休憩します。10時50分から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 42分 休憩

午前 10時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議席の指定

○議長（湊 俊文） 日程第2、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。議席は、ただいま着席しておられる席といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（湊 俊文） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、敷本議員、4番、中村議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 会期の決定について

- 議長（湊 俊文） 日程第4、会期の決定について議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日から3月24日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日から3月24日までの3日間に決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 52分 休憩

午前 10時 57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊 俊文） 再開し、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 副議長の選挙

- 議長（湊 俊文） 日程第5、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。（議場閉鎖）
- 議長（湊 俊文） 次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、佐々木議員並びに6番、山形議員を指名します。副議長選挙は、意思表示の有無にかかわらず、最多得票数を得た議員が当選者となります。ただいまの出席議員は12名です。投票用紙を配ります。（投票用紙配付）
- 議長（湊 俊文） 念のために申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。（投票箱点検）
- 議長（湊 俊文） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票を行ってください。
- 議会事務局長（坂本伸次） 1番、伊藤立真議員。2番、亀岡議員。3番、敷本議員。4番、中村議員。5番、佐々木議員。6番、山形議員。8番、梅尾議員。9番、伊藤淳議員。10番、服部議員。11番、宮本議員。12番、美濃議員。7番、湊議員。（点呼・投票）
- 議長（湊 俊文） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。これより開票を行います。5番、佐々木議員、6番、山形議員は立会いをお願いします。それでは開票を行ってください。（開票）
- 議長（湊 俊文） 立会人の方ありがとうございました。それぞれの議席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち、亀岡議員10票、梅尾議員1票、服部議員1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、亀岡議員が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。(議場開鎖)

○議長(湊 俊文) ただいま副議長に当選されました亀岡議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。ここで亀岡議員の発言を許します。

○副議長(亀岡純一) ただいま副議長を拝命いたしました亀岡純一です。私は、副議長の使命と責任を果たすべく、職務遂行に全力を尽くします。議長は、議会の活動を主催し、議会を代表します。また、副議長は議長に事故があったとき、または議長が欠けたときに議長の職務を行うことになっています。平たく言えば、議長は議会のまとめ役であり、副議長はその大事な補欠要員といってもよいと思いますが、この議会において、私は常に議長と意思疎通を図り、補佐することに努め、先ほど述べられた議長の抱負に沿って、町長と議会共通の大きな目的である町民の福祉向上を目指してまいります。その上で、私の思いの一端を述べさせていただきます。時代は流れていきます。社会情勢は常に変化していきます。私たちは現在の課題を解決しながら、同時に子供や孫の代を見据えて、幸せな未来につなげていく責任があります。その責任を負う者として、共に切磋琢磨し、研鑽していく必要があります。私は、広大な面積を有するこの町全体に目を配り、耳を傾け、足を運び、町民に寄り添ってまいります。今後、ますます困難な問題に立ち向かわなければならぬことは必定であります。私は、議員各位に協力を求め、多様な意見も自由闊達に出し合い、前に向かっていく議会となるよう努めてまいります。最後に、いつも、必ず道がある、見つけ出さないと自らに言い聞かせながら臨んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(湊 俊文) 各位のご協力ありがとうございました。議長選挙並びに副議長選挙の結果に伴い、議席に変更が生じます。お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

○議長(湊 俊文) ご異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議席の一部変更について

○議長(湊 俊文) 追加日程第1、議席の一部変更についてを議題とします。先ほどの議長選挙並びに副議長選挙の結果に伴い、2番亀岡議員が1番席へ、1番、伊藤立真議員が2番席へ、7番、湊議員が12番席へ、12番、美濃議員が7番席へ、それぞれ議席の一部変更を行います。次の会議から議席を移動していただきます。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 15分 休憩

午前 11時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（湊 俊文） 日程第6、常任委員会委員の選任について議題とします。常任委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項及び北広島町議会基本条例第9条第2項の規定により、総務常任委員会に中村議員、山形議員、美濃議員、梅尾議員、服部議員、宮本議員。産業建設常任委員会に亀岡議員、伊藤立真議員、敷本議員、佐々木議員、伊藤 淳議員。議会広報常任委員会に亀岡議員、伊藤立真議員、敷本議員、中村議員、佐々木議員、伊藤 淳議員。以上のおおりに指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊 俊文） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 57分 休憩

午後 0時 01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（湊 俊文） 日程第7、議会運営委員会委員の選任について議題とします。議会運営委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、亀岡議員、敷本議員、山形議員、伊藤 淳議員、服部議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩します。


~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 02分 休憩

午後 0時 03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、ご報告いたします。総務常任委員会委員長、服部議員。副委員長、中村議員。産業建設常任委員会委員長、伊藤 淳議員。副委員長、伊藤立真議員。議会広報常任委員会委員長、佐々木議員。副委員長、伊藤 淳議員。議会運営委員会委員長、山形議員。副委員長、敷本議員。以上のとおりです。お諮りします。先ほど報告しました各常任委員会委員より会議規則第75条の規定により、各常任委員会の所管事務につきまして、閉会中の継続審査の申出があります。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、追加日程第2として、各委員会委員長より申出のありました閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（湊 俊文） 追加日程第2、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。各委員会委員長より申出のありました各委員会の所管事務について、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊 俊文） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査の申出については、各委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（湊 俊文） 日程第8、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定いたしました。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に10番、服部議員

を指名します。服部議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に服部議員が当選されました。服部議員には、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

- 議長（湊 俊文） 日程第9、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定いたしました。芸北広域環境施設組合議会議員に、7番、美濃議員。11番、宮本議員。12番、湊議員を指名します。お諮りします。美濃議員、宮本議員、湊議員を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、芸北広域環境施設組合議会議員に、美濃議員、宮本議員、湊議員が当選されました。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

- 議長（湊 俊文） 日程第10、北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定いたしました。北広島町選挙管理委員会委員に、川内信忠さん、鈴木雄子さん、藤田國男さん、市場義行さんを指名いたします。ただいま指名を行いました方を北広島町選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、川内信忠さん、鈴木雄子さん、藤田國男さん、市場義行さんが北広島町選挙管理委員会委員に当選されました。次に、北広島町選挙管理委員会補充員には、第1順位、的場房美さん。第2順位、山根秀紀さん。第3順位、山根加寿美さん。第4順位、高松洋子さんを指名いたします。ただいま指名いたしました方を北広島町選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、第1順位、的場房美さん。第2順位、山根秀紀さん。第3順位、山根加寿美さん。第4順位、高松洋子さんが北広島町選挙管理委員会補充員に当選されました。ここで暫時休憩します。次の日程は、説明員の入場を求めますが、

午後 1 時 1 0 分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0 時 0 9 分 休 憩

午後 1 時 1 0 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 1 町長就任挨拶

○議長（湊 俊文） 日程第 1 1、ここで町長より発言の申出がありますので、これを許します。  
箕野町長。

○町長（箕野博司） 就任のご挨拶を申し上げます。町長選挙も町議会選挙もこれまで経験したことのない無投票当選ということになり、私は 3 期目をスタートさせていただきました。町民の皆様への負託に応えるため、全力で努力してまいります。そして、議員、町民の皆様とともに力を合わせ、すばらしい北広島町を築いてまいりたいと考えております。それでは、私の思いを少しお話をさせていただきます。まずは、このコロナ禍を町民の皆さんと力を合わせ、乗り越え、公約で掲げたものを中心に実現に向けて全力で取り組んでまいります。大きくは、次の 3 点でございます。まず、1 点目は、光ファイバー網の F T T H 化事業であります。主には令和 3 年度には、幹線工事を中心に、令和 4 年度では引込み線工事を中心に工事を進め、順次、高速通信が可能になります。これを利用して A I や I C T 技術と組み合わせることにより、本町の様々な課題解決につなげていきたいと考えております。特に農林業についてはスマート農業、スマート林業、教育関係については、小学校の G I G A スクール、そして福祉などに力を入れていきたいと考えております。また併せて、行政 D X、暮らし D X についても大きく前進するため、D X のプロジェクトチームを中心にスピード感を持って進めていきたいと考えております。D X とは、デジタル・トランスフォーメーションの略でありまして、デジタル技術を利用して、便利で生活しやすい環境をつくっていかうというような取組であります。2 点目、協働のまちづくり、人づくりであります。このことはこれまでも取り組んできたところでありますが、基本的な考え方は変えずに、さらに内容を充実していきたいと考えております。まちづくりセンター、地域づくりセンターを拠点とした協働のまちづくり、人づくりを今まで以上に進めてまいります。まちづくりの基盤となる人づくりでは、きたひろ学び塾をこれまで以上に充実してまいります。3 点目がスポーツによる地域の活性化であります。競技スポーツだけではなく、ラジオ体操、元気づくり体操、ウォーキング、自然の中で楽しめるアクティビティやスポーツをするだけでなく、応援する、支える活動なども含めた幅広い北広島町版の定義を、

きたひろスポーツ、通称きたスポと定め、楽しみながら健康づくりを進めていく取組や観光事業などとも連携した経済効果も上げていきたいと考えております。これらを中心に多くの課題解決に向け取り組んでまいります。人口減少、少子化、高齢化がさらに進んでいく中、財政状況はますます厳しくなっております。将来も持続可能な町を築いていくためにも、これまで取り組んできた多くの施策、事業を検証し、大規模な見直しは避けて通れないものと考えております。今、社会は大きく変わろうとしています。不確実な時代ではありますが、変化の時代だからこそ新しいことにも失敗を恐れず挑戦していかなければなりません。明るく元気なまちづくり、協働のまちづくり、人づくり、次の世代が安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、挑戦し、全力で取り組んでまいります。町民の皆さんに寄り添い、町民の皆さんと共に力を合わせてすばらしい北広島町を未来につなげてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（湊 俊文） 日程第12、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは承認第1号につきまして概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。令和2年度北広島町一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、町議会の承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明いたします。
- 議長（湊 俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政政策課からご説明いたします。令和3年4月25日執行予定の参議院広島県選出議員再選挙について、選挙準備を早急に行う必要が生じたこと、また、広島新庄高等学校硬式野球部の第93回選抜高等学校野球大会の出場決定に伴うスポーツ大会参加助成金について、令和2年度北広島町一般会計補正予算（第8号）として編成を行い、2月22日付で専決処分したものでございます。別冊の令和2年度予算書、一般会計予算補正（第8号）をご覧ください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を188億1500万円としたものです。歳出の事項別明細書1、2ページをお開きください。ポスター掲示場設置、撤去等委託料をはじめ選挙の執行経費、スポーツ大会参加助成金及び予備費での調整をしております。前のページの歳入の事項別明細書をお開きください。選挙費の財源ですが、選挙費委託金として全額県支出金でございます。以上で説明を終わります。ご承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（湊 俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 13 議案第 26 号 北広島町課設置条例の一部を改正する条例から

日程第 30 議案第 43 号 北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊 俊文） 日程第 13、議案第 26 号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例から、日程第 30、議案第 43 号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例までの 18 議案を一括議題とします。以上、18 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第 26 号から議案第 43 号につきまして一括して説明します。議案集の 3 ページをお願いします。議案第 26 号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町行政組織の見直しに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 5 ページをお願いします。議案第 27 号、北広島町職員定数条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、病院事業の廃止等に伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集 8 ページをお願いします。議案第 28 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、特別職の職員で非常勤のものの名称変更等に伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集 11 ページをお願いします。議案第 29 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院規則の改正により、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集 14 ページをお願いします。議案第 30 号、北広島町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方創生応援税制の運用改善に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集 17 ページをお願いします。議案第 31 号、北広島町芸北運動公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、体育施設等の管理が教育委員会から町長部局へ移管されることに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものであります。議案集 36 ページをお願いします。議案第 32 号、北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集 39 ページをお願いします。議案第 33 号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の税率等の改正を行うため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集 52 ページをお願いします。議案第 34 号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集 55 ページをお願いします。議案第 35 号 北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集 58 ページをお願いします。議案第 36 号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集 61 ページをお願いします。議案第 37 号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について説

明します。本案は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集66ページをお願いします。議案第38号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集157ページをお願いします。議案第39号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集193ページをお願いします。議案第40号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の210ページをお願いします。議案第41号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の230ページをお願いします。議案第42号、北広島町給水条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、消費税転嫁対策特別措置法が令和3年3月31日をもって失効となることに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集236ページをお願いします。議案第43号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、学校教育施設の利用及び申請等の見直しに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊 俊文） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第26号、北広島町課設置条例の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。議案集3ページをお願いいたします。本条例は、スポーツ関連行政を総合的・一元的に推進するため、スポーツに関する事務を教育委員会から町長部局に移管することから、本条例に規定するまちづくり推進課の事務分掌に「スポーツに関すること」を追加するものでございます。続きまして、議案第27号、北広島町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集5ページをお願いいたします。本条例は、豊平病院を診療所に変換したことに伴い、企業会計を廃止し、指定管理による職員も配置しないことから、定数から病院企業の職員を削除するものでございます。また、水道企業の職員につきましては、広島県内の水道事業の統合に向けた準備業務に従事させるため、水道企業の事務職員を1名増員するものでございます。続きまして、議案第28号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集8ページをお願いいたします。本条例は、非常勤特別職のうち、監査委員の議会選出を行わないことや、芸北財産区管理会の委員報酬の変更など、所要の改正を行うものでございま

す。続きまして、議案第29号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集11ページをお願いいたします。本条例は、人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当の特例を規定するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第30号、北広島町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、財政政策課からご説明いたします。議案集の14ページからご覧ください。ふるさと寄附条例は、ふるさと納税制度が開始された平成20年度に制定し、個人が自治体に寄附をする場合、その寄附金を財源として実施する事業を第2条に、また第3条に基金の設置について定めております。平成28年度からは、企業が自治体の地方創生の取組に対し寄附をする場合、法人関係税が税額控除される企業版ふるさと納税が開始されております。この寄附金は認定地域再生計画に位置づけられている事業に充てることになっておりますとともに、次年度以降の事業に充てることも可能であるため、第2条第4号に企業版ふるさと納税を充てることのできる事業についての追加を行う条例の一部改正を行い、基金での運用が可能となるようにするものです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第31号、北広島町芸北運動公園設置及び管理条例等の一部を改正する条例について、まちづくり推進課からご説明申し上げます。議案集は17ページから35ページでございます。このたびの一部条例改正につきましては、体育施設等の管理が教育委員会から町長部局へ移管されることに伴い、該当する8条例につきまして、条例中の北広島町教育委員会及び教育委員会という言葉を町長に変更、または削除するものでございます。まず、議案集17ページから20ページの北広島町芸北運動公園設置及び管理条例につきましては、第4条以下、該当箇所を変更しております。次に、20ページから25ページの北広島町大朝運動公園設置及び管理条例につきましては、第4条以下、該当箇所の変更及び第17条に修正すべき箇所がございましたので、併せて修正を提案しております。次に、25ページから29ページの北広島町体育施設設置及び管理条例につきましては、第4条以下、該当箇所の変更、または削除及び別表第1、別表第2につきましては、体育施設を残し、学校教育施設を削除するものでございます。次に、29ページの北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例、30ページの奥原グラウンドゴルフ場設置及び管理条例、31ページ、豊平かじか運動広場設置及び管理条例、32ページ、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例につきましては、該当箇所を変更しております。同ページの北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例につきましては、第15条の該当箇所の変更及び別表第1、別表第2、別表第3につきましては、現在使用されていない施設について削除するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 議案第32号、北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、税務課からご説明いたします。議案書は36ページから38ページです。あらかじめ配付しておりますA4、1枚物の説明資料に基づいて主な内容を説明させていただきます。資料下段の、○北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例（案）についての項目をご覧ください。一連の令和2年度税制改正により、租税

特別措置法が改正されたことに伴うものでございます。特例の基準割合が延滞金特例基準割合に変更され、早期納付を促し、事業者等の負担を軽減する観点から、延滞金本則14.6%及び7.3%を、現行8.9%及び2.6%から、それぞれ0.1%引き下げ、8.8%及び2.5%とする措置を講ずるものでございます。続きまして、議案第33号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書は39ページから51ページです。先ほどと同様、A4、1枚物の説明資料に基づいて主な内容を説明させていただきます。資料上段の、○北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の項目をご覧ください。1点目は、税率の改正です。国保の県内単一化に伴い、国保税の賦課方法について資産割をなくし、所得割、均等割、平等割の3方式へ令和6年度までの県内統一に向けて、平成30年度から段階的に移行しております。今回の改正は、その移行に伴う4年目の措置であります。改正内容につきましては、以下の表にありますとおり、後期高齢の資産割及び介護保険の均等割を除き、税率等の変更を講ずるものでございます。2点目は、軽減判定所得基準の見直しでございます。地方税法施行令の一部改正が令和3年1月1日付で施行されたことに伴うものでございます。改正内容につきましては、個人所得税の見直しにより全ての軽減割合について基礎控除額を10万円増額し、43万円とし、また、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直し後において軽減措置に該当しにくくなることから、現行と同水準とするため、給与所得者等の数に応じて基礎控除額に加算する措置が講じられました。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（湊 俊文） 町民課長。

○町民課長（榎原ナギサ） 議案第34号から36号につきまして、町民課よりご説明申し上げます。議案集の52ページをお願いいたします。議案第34号、北広島町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例についてですが、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例第3条の住所地特例について条文の追加を行うものです。続きまして、議案集の55ページをお願いいたします。議案第35号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例附則の文言について修正を行うものです。続きまして、議案集58ページをお願いいたします。議案第36号、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和2年度租税特別措置法の一部改正に伴い、高齢者医療の確保の法律の一部改正に伴い、条例附則の文言について修正を行うものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（湊 俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第37号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について、保健課からご説明申し上げます。議案集の61ページをお願いします。今回の改正は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定した第8期介護保険事業計画において、第8期の計画期間であります令和3年度から5年度における保険料率を改定するためのものでございます。この第8期介護保険事業計画の策定に当たっては、策定委員会を設置し、現在の第7期の給付実績等を基に令和3年度から5年度の3か年の介護サービスの在り方や介護給付費の伸び率等を見込み、また、これに基づく第1号被保険者の保険料について審議いただき、策定したものでございます。改正箇所についてでございます。第2条の保険料率を所得に応じ9段階に分け、それぞれ保険料を改定いたします。62ページの第2条第1項第5号の第5段階が保険料基準



額となります。第5段階は、世帯の中に町民税課税者がおられる場合、被保険者本人が町民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える方となります。年額の保険料、改正前8万6400円が改正後8万1640円となります。また、第2条第3項、第4項につきましては、第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を国の省令の改正に基づき改正しております。国の省令により、被保険者本人が町民税課税層に当たる第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額をそれぞれ200万円から210万円に、300万円から320万円に改定するものでございます。第2条第5項、第6項、第7項は、同条第1項第1号から第3号に掲げる第1段階、第2段階、第3段階の被保険者に対する保険料の軽減でございます。附則第7項の規定は、租税特別措置法の一部改正により、介護保険法施行令の一部改正に伴い町条例の一部を改正するものでございます。続きまして議案第38号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の66ページをお願いします。今回の改正は、令和3年度基準改正省令による省令改正を受け、条例の一部改正をするものでございます。条項ずれや表記の修正以外の追加あるいは追記された規定について説明させていただきます。67ページ、第3条第4項に介護保険等関連情報の適切な取扱いの規定を追加しております。指定定期巡回随時対応型訪問看護事業者に関わるものとして、74ページ、第32条第5項に指定定期巡回随時対応型訪問看護事業者のハラスメントの規定を追加し、第32条の2で、業務継続計画の策定を、75ページ、第33条第3項で感染症予防及び蔓延防止を、77ページでは、第40条の2で、虐待防止の規定を追加しております。指定夜間対応型訪問介護事業者に関わるものとしては、79ページ、第47条第3項から第7項で、オペレーターについての規定を追加し、83ページ、第56条第5項で、ハラスメントの規定を、84ページ、第75条第2項で、同一建物に居住する利用者の規定を追加しております。指定地域密着型通所介護事業者に関わるものとしては、90ページ、第59条の13第3項、基礎的な研修の実施、第4項でハラスメントを、91ページ、第59条の16第2項で感染症予防及び蔓延防止の規定を追加しております。指定小規模多機能型居宅介護事業者に関わるものとして、114ページ、第101条第2項で、定員の地域特性に応じた効率的な運営の規定について追加しております。指定認知症対応型共同生活介護事業者に関わるものとして、117ページ、第110条第1項で、夜間の従業員の員数の規定について追加し、第9項では、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業者の規定を、119ページ、第111条第2項で、管理者の基準の緩和の規定について追加し、122ページ、第123条第3項で、従事者の基礎的な研修の受講を、第4項でハラスメントについての規定を追加しております。地域指定密着型特定施設入居者生活介護事業者に関わるものとしては、127ページ、第146条第4項で、従事者の基礎的な研修の受講を、第5項でハラスメントについての規定を追加しております。指定地域密着型介護老人福祉施設に関わるものとして、134ページ、第163条の2で栄養管理を、第163条の3で口腔衛生の管理を、135ページ、第169条第3項で従事者の基礎的な研修の受講、第4項でハラスメントについての規定を追加しております。ユニット型地域指定密着型介護老人福祉施設に関わるものとしては、143ページ、第187条の第4項で、従事者の基礎的な研修の受講を、第5項でハラスメントについての規定を追加しております。149ページで雑則、第123条に電磁的記録等の規定を追加しております。続きまして、議案第39号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型

介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の157ページをお願いします。この条例の一部改正も国の令和3年度基準改正省令による省令改正によるものとなります。158ページの第3条第4項に介護保険等関連情報の適切な取扱いの規定を追加し、163ページの第10条第1項において、管理者の基準の緩和の規定について追記しております。165ページ、第28条第3項に介護従事者の研修、第4項にハラスメントの規定を、第28条の2として、業務継続計画の規定を、第30条第2項として非常災害時訓練の地域住民との連携の規定を追加しております。167ページ、第31条第2項に事業所の感染症防止対策を検討する委員会の設置や指針の整備及び従事者の研修や訓練の実施の規定を追加しております。168ページでは、第37条の2として、虐待の防止を、177ページの第58条第2項において、定員の地域特性に応じた効率的な運営の規定について追加しております。182ページ、第71条第1項では、夜間の従業員の員数の規定について追加し、第9項では、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の規定について追加しております。184ページ、第72条第2項では、管理者の基準の緩和の規定について追記し、187ページ、第81条第3項では、従事者の基礎的な研修の受講を追記し、第4項にハラスメントについての規定を追加しております。189ページでは、第91条に電磁的記録等の規定を追加しております。続きまして、議案第40号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。議案集の193ページをお願いします。この条例の一部改正も国の令和3年度基準改正省令によるものとなります。194ページ、基本方針の第3条の第5項に利用者の権利擁護と虐待防止を、第6項に介護保険等の関連情報の適切な取扱いの規定を追加しております。198ページ、第20条第4項で、ハラスメントの規定を追加し、業務継続計画の策定として第20条の2を追加し、第22条の2で感染症の予防と蔓延防止の規定を追加しております。200ページでは、虐待防止として第28条の2を追加し、206ページで、第35条として電磁的記録に係る規定を追加するものです。続きまして、議案第41号、北広島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてご説明申し上げます。議案集の210ページをお願いします。この条例につきましても国の令和3年度基準改正省令の改正によるものとなります。212ページ、基本方針の第2条の第6項で、介護保険等関連情報の適切な取扱いの規定を追加し、第4条第2項では管理者の基準の緩和の規定について追記しております。213ページ、第5条第2項にはサービス計画に基づく諸サービスの説明について追記しております。216ページの第14条第1項第9号では、情報通信機器の活用、218ページ、第20号の2では、居宅サービス計画の町への届出等の規定を追記しております。221ページ、第20条第4項ではハラスメントについて、第20条の2では、業務継続計画、次のページ、第22条の2では、感染症予防及び蔓延防止の規定を追加しております。244ページで第28条の2として、虐待防止の規定を追加し、226ページで第32条として電磁的記録に係る規定を追加するものでございます。以上、5議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊 俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（砂田寿紀） 議案第42号、北広島町給水条例の一部を改正する条例について、上下水道課からご説明申し上げます。議案集は230ページからでございます。このたびの改

正は、消費税転嫁対策特別措置法が令和3年3月31日をもって失効することから、これまで、いわゆる外税表示をしておりました使用料を税を含んだ総額表示に改めるものでございます。改正の中身につきましては、消費税及び地方消費税の取扱いに係る標記の削除及び料金表を消費税を含めた金額に改正する内容となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 議案第43号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、生涯学習課からご説明を申し上げます。議案集の236ページをお願いいたします。この条例改正につきましては、施設の名称を体育館と運動場に統一すること、学校の統廃合や移転に伴います施設の名称、こちらの変更及び廃止、体育施設の町長部局への移管によります小中学校の運動場夜間照明について、学校教育施設の開放へ位置づけすること。これらのことについて改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊 俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、18議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第44号 字の区域の変更について

○議長（湊 俊文） 日程第31、議案第44号、字の区域の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集244ページをお願いします。議案第44号、字の区域の変更について説明します。本案は、北広島町川井字正田及び字藜谷の地籍調査に伴い、字の区域の変更について町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊 俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第44号、字の区域の変更について、管財課より説明いたします。議案集244ページをお開きください。地方自治法第260条第1項の規定に基づき、北広島町の次の表の左欄に掲げる字の区域を同表右欄に掲げる字の区域に変更するため、町議会の議決を求めるものです。提案理由といたしましては、耕地部に隣接する山林部の地籍調査において、田の一部やため池の一部、また、用排水路の一部や畑が山林部に入り込んだ状態となっており、将来にわたって効率的に維持管理していくため、表に記載しておりますように、川井字正田10724番2から10724番4まで、10753番2を川井字大深に、川井字藜谷11196番2を川井字沢ヶ平に字の区域の変更について町議会に提案するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第32 議案第45号 工事請負契約の変更についてから

#### 日程第33 議案第46号 工事請負契約の変更について

- 議長（湊 俊文） 日程第32、議案第45号、工事請負契約の変更についてから、日程第33議案第46号、工事請負契約の変更についてまでの2議案を一括議題といたします。以上、2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第45号及び議案第46号につきまして一括して説明します。議案集246ページをお願いします。議案第45号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、コアゾーン整備工事について、移行期限及び請負金額を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集248ページをお願いします。議案第46号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、北広島町立八重東小学校屋根・外壁改修工事について、履行期限を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。
- 議長（湊 俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第45号、工事請負契約の変更について、まちづくり推進課からご説明申し上げます。議案集は246ページ、247ページでございます。1、工事名、コアゾーン整備工事。2、工事場所、北広島町有田。3、履行期限、令和3年3月31日。4、変更履行期限、令和3年5月31日。5、変更請負金額、1億775万9300円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額979万6300円。6、今回変更による増額、1612万9300円。7、請負者、広島県山県郡北広島町惣森1093番地、有限会社溝田組、代表取締役吉松諭高。変更内容につきましては、工期の延長及び請負金額の増額を提案させていただきまして、まず、工期の延長理由につきまして説明いたします。当該工事は、北広島町まちづくりセンターに隣接したコアゾーンを整備するもので、まちづくりセンター新築工事の工期延長及び関連工事との施工調整の影響を受け、当初工程計画表に基づく施工が困難となったため、工事完了予定を2か月延長せざるを得ない状況となり、工期の延長をお願いするものでございます。次に、請負金額の増額につきましては、工事箇所周辺施設に対する雨水排水設備工事、防護柵設置工事、景観形成のための植栽修景工事等が必要となり、1612万9300円の増額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（湊 俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 議案第46号、工事請負契約の変更について学校教育課からご説明いたします。議案集248ページをお開きください。1、工事名、北広島町立八重東小学校屋根・外壁改修工事。2、工事場所、北広島町立八重東小学校。3、履行期限、令和3年3月26日。4、変更履行期限、令和3年5月31日。5、請負者、島根県邑智郡邑南町矢上7486番地1、石見工業株式会社代表取締役小泉賢咲。提案理由でございます。本工事は、令和2年9月議会におきまして議決をいただき、令和2年9月26日から令和3年3月26日を工期とし、工事執行しておりますが、冬季の気温の低下及び降雨、降雪など悪天候の影響により乾きが悪いなど、塗装工事の一部に遅れが生じ、履行期限を令和3年5月31日まで延長するよう町議会に提案をするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長（湊 俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、2議案については、後日、

審議、採決を行います。ここで暫時休憩いたします。14時25分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 14分 休憩

午後 2時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊 俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第47号 令和2年度北広島町一般会計補正予算（第9号）から

日程第43 議案第56号 令和2年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（湊 俊文） 日程第34、議案第47号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第9号から、日程第43、議案第56号、令和2年度北広島町水道事業会計補正予算第2号までの10議案を一括議題とします。以上、10議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、令和2年度補正予算の概要につきまして一括して説明します。別冊の令和2年度補正予算書をお願いします。議案第47号、令和2年度北広島町一般会計補正予算第9号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8700万円を減額し、予算の総額を187億2800万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国の第3次補正予算に伴う臨時交付金事業の追加や事業精査に伴う決算見込みによる予算調整などを行っております。繰越明許費は第2表に事業別に35事業を、債務負担行為補正は第3表に追加12件、変更4件を、また、地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第48号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を20億2200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、システム改修委託料など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。債務負担行為補正は第2表に追加1件を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第49号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2600万円を減額し、予算の総額を10億250万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、千代田浄化センター工事費など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。また、繰越明許費補正は第2表に追加1事業を、債務負担行為は第3表に2件、地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第50号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算において、使用料の減額及び繰入金を増額を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第51号、令和2年度北

広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1300万円を減額し、予算の総額を30億1500万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、居宅介護通所介護サービス給付費など事業精査に伴う決算見込み等の補正を行っております。また、繰越明許費は第2表に1事業を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第52号、令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号です。本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、予算の総額を1億540万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、発電所設備工事費など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第53号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ520万円を減額し、予算の総額を2億750万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設管理費など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。また地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第54号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8400万円を減額し、予算の総額を16億7890万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、伝送路保守委託料の追加、F T T H化事業費補助金の減額のほか、決算見込みによる補正を行っております。また、地方債補正は第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第55号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号です。本案は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ320万円を減額し、予算の総額を3億450万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、保険料等負担金の決算見込みによる補正を行っております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第56号、令和2年度北広島町水道事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的収入において既決の収入予定額から2030万円を減額し、収入予定額を5億8503万円とし、収益的支出において既決の支出予定額から320万円を減額し、支出予定額を4億9810万2000円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、決算見込みによる事業収益並びに事業費用の減額を行っております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊 俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第47号、北広島町一般会計補正予算第9号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料、令和2年度3月補正の概要及び主要施策をご覧ください。今回の補正における編成上のポイントといたしまして、国の第3次補正予算を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策及び事業精査に伴う決算見込みによる予算調整などを行っており、その結果、一般会計の補正額は8700万円の減額補正で、補正後の予算額は187億2800万円となっております。また、下段にかけては、一般会計、特別会計における当初予算から補正の状況を含んだ累計額などを掲載しております。裏のページをご覧ください。主要施策と一覧表を掲載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。Ⅰ、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、千代田トンネル補修設計業務委託料500万円、有害鳥獣捕獲報償金496万円の追加などを、Ⅱ、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、保育対策総合支援事業費補助金350万円、頑張る飲食店応援金及び頑張るきたひろ事業者応援金2600万円の追加などを、Ⅲ、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、療養給付費

負担金 3 9 1 3 万円の減額、医療機関等に必要な感染拡大防止のための備蓄品の経費 3 3 0 万円の追加を、IV、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、町道等除雪委託料 1 億 1 8 6 0 万円の追加、災害復旧事業費 1 億 4 8 7 2 万円の減額を、V、住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、財政調整基金 3 8 0 0 万円、森林環境譲与税基金及びふるさと基金 1 7 3 0 万円の積立てなどを計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業につきましては 2 枚目にまとめておりますので、後ほどご覧ください。次に補正予算書の第 2 表繰越明許費を御覧ください。総務費から諸支出金までの 3 5 事業におきまして、限度額 1 3 億 3 0 4 2 万円を地方自治法第 2 1 3 条の規定により令和 3 年度へ繰越しするものです。補正予算書の次のページをご覧ください。第 3 表に債務負担行為補正を計上しており、追加 1 2 件、変更 4 件でございます。同じく次のページをご覧ください。第 4 表に地方債の補正を計上しております。補正後の借入限度額を総額で 1 6 億 2 8 8 0 万 1 0 0 0 円とし、1 億 7 7 6 0 万 8 0 0 0 円を減額するものです。以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 町民課長。

○町民課長（楨原ナギサ） 議案第 4 8 号、令和 2 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書 1 ページ、2 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目、一般管理費については、委託費 5 8 万円の減額によるものがございます。これは国保システム改修委託料となります。1 款 3 項 1 目、運営協議会費については 5 万円減額するものです。これは国民健康保険運営協議委員会報酬となります。次に戻っていただきまして、歳入事項別明細書 1 ページ、2 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金については 2 0 1 万円減額するものです。これは 3 9 万 7 0 0 0 円の職員給与等繰入金の増額と、2 8 万円の出産育児一時金繰入金、2 1 2 万 7 0 0 0 円のその他一般会計繰入金の減額となるものです。5 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金については 1 0 1 万円増額するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（砂田寿紀） 議案第 4 9 号、令和 2 年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第 3 号について上下水道課からご説明いたします。議案表紙を 1 ページめくっていただきまして、第 2 表 繰越明許費補正をお願いいたします。下水道費の下水道新設事業におきまして、浄化センターの改築更新事業を進めておるところでございますが、年度内事業完了が困難となり、1 1 5 万 8 0 0 0 円の繰越しをお願いするものでございます。次のページの第 3 表、債務負担行為をお願いいたします。本年度から下水道事業等につきまして、平成 6 年度からの公営企業法の適用に向け事務を進めておるところでございます。表中の固定資産台帳整備につきましては、施設台帳に固定資産として評価するための情報整理を行い、台帳作成を行うものでございます。情報量が膨大であるため、単年度での執行が困難と考えられ、令和 4 年度までの委託業務とするものでございます。法適用支援業務につきましては、令和 6 年度の法適化までの間、職員研修をはじめとした会計方式変更のための支援をお願いするものでございます。この業務は単年度で区切るよりも継続的な業務とすることが効率的と考えられることから、令和 5 年度までの委託業務とするものでございます。続きまして、歳出事項別明細書 1、2 ページをお願いいたします。2 款 1 項、下水道施設費の減額補正につきましては、工事請負費及び業務委託

料の精算見込みによるものでございます。歳入事項別明細書1、2ページにお戻りください。1款、分担金及び負担金、2款、使用料及び手数料の補正につきましては、実績見込みによるものでございます。3、4ページをお願いいたします。3款、国庫支出金及び7款、町債につきましては、下水道新設事業の工事請負費及び委託料の減額に伴う財源補正でございます。続きまして、次の仕切りの議案第50号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出の総額の補正はございませんが、特定財源の減額に伴う一般会計からの繰入金の増額補正となっております。歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。2款1項農業集落排水施設費の補正は、特定財源の使用料及び手数料を減額し、一般財源を増額するものでございます。それに伴いまして、歳入も使用料及び手数料の補正及び一般財源の繰入金の補正をするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第51号、令和2年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号について、保健課からご説明申し上げます。めくっていただきまして、第2表、繰越明許費をお願いいたします。総務費、総務管理費、介護保険管理運営事業でございますが、566万1000円繰越しをするものでございます。内訳としまして、506万1000円を介護保険システム改修委託料、60万円を介護事業所等の衛生材料購入費及び備蓄となっております。続きまして、歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。今回の補正の主な項目は、事業精査に伴う決算見込みによるものでございます。1款1項1目、一般管理費につきましては、35万円減額するものです。これはコロナウイルス感染症予防対策の衛生材料購入費として需用費を60万円増額し、介護保険システム改修費及び介護人材確保補助金を実績により減額するものです。1款3項、介護認定審査会費については60万円減額するものです。内訳としまして、1目の介護認定審査会費の委員報酬を10万円減額し、2目の認定調査費等の役務費、これは主治医意見書作成手数料でございますが、50万円減額するものです。1款4項4目、計画策定委員会費については101万2000円を減額するもので、計画策定委託料の実績による減額となります。めくっていただきまして、3ページ、4ページをお願いいたします。2款1項1目、居宅介護サービス給付費については115万円減額するものです。2款3項1目、特定入居者介護サービス費については200万円を減額するものです。2款4項1目、介護予防サービス給付費については300万円を増額するものです。5ページ、6ページをお願いいたします。2款5項1目、審査支払手数料については15万円を増額するものです。これらは本年度の保険給付費の給付実績に基づき増額、あるいは減額補正するものでございます。4款1項、介護予防生活支援サービス事業費については1008万6000円を減額するものです。内訳としまして、1目、介護予防生活支援サービス事業費を実績により958万6000円減額し、2目、介護予防ケアマネジメント事業費については、ケアプラン作成委託料50万円を減額するものです。7ページ、8ページをお願いいたします。4款2項1目、一般介護予防事業費については90万円を減額するものです。これは、コロナ禍によりサロンの活動ができなかったことによる減額となります。4款3項、包括的支援事業任意事業費以降は財源更正のみとなっております。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目、第1号被保険者保険料を878万1000円減額するものです。これは特別徴収保険料のうち地域支援事業分を減額するものでございます。3款2項、国庫補助金、4款1

項、支払基金交付金、5款2項、県補助金の減額につきましては、歳出の地域支援事業費等の補正に伴うものでございます。3ページ、4ページお願いします。7款1項、一般会計繰入金は114万4000円の減額補正でございます。1目の介護給付費繰入金は事務費分を減額し、3目、地域支援事業繰入金は法定負担割合の公費分の減額となります。以上で説明終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊 俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第52号、令和2年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号について、農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算書、事項別明細書の歳出の1ページ及び2ページをご覧ください。2款1項1目、電気事業費におきまして156万8000円を減額し、2504万9000円とするものでございます。工事請負費につきましては、事業費精査に伴う減額補正を、委託料につきましては、事業費精査に伴いまして除雪委託料等の増額を、併せまして消費税納付額増に伴いまして、公課費の増額補正をするものでございます。続いて歳入のほう説明いたします。前に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書の1ページ、2ページをご覧ください。1款1項1目の使用料を160万円減額し、8208万8000円とするものでございます。これは10月、11月の発電量の減によりまして、当初想定いたしました発電量を下回る見込みによりまして減額補正でございます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊 俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第53号、令和2年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項、施設管理費については、95万8000円を減額するものです。1目、一般管理費については、雄鹿原診療所の会計年度任用職員の報酬等を95万8000円を減額するものです。2目、訪問看護事業費につきましては、財源更正のみとなります。2款1項、医業費については、216万6000円を減額するものです。内訳としまして、1目、医療機械器具費を事業実績により216万6000円減額し、2目、医療用消耗品と、3目、医薬品費の需用費22万7000円の組替えを行うものです。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項、外来収入を1214万7000円を減額するものです。これは、年間の外来収入の見込みに伴う減額補正でございます。1款2項、その他診療収入を174万7000円減額するものです。1目の諸検査等収入は、医療機関がん検診や歯周病疾患検診などの件数増によるものでございます。2目の介護保険事業収入は、訪問看護及び訪問リハビリ、訪問歯科の実績見込みによる減額となります。3款1項1目、一般会計繰入金は、887万4000円増額するものです。内訳としまして、雄鹿原診療所分を793万2000円、八幡診療所分を94万2000円を増額するものです。6款1項1目、病院事業債、雄鹿原診療分でございますが、20万円減額するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（湊 俊文） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第54号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第4号について総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお開きください。2款1項1目、情報化施設管理費の委託料の増につきましては、新規加入、移転等の増によるものでございます。また、FTTH化事業補助金の1億円の減は、プロポーザルの応募結果によるも

のでございます。歳入の事項別明細書をお願いいたします。主にはF T T H化事業の財源更正の変更に伴うもので、3款1項1目、一般会計繰入金の増額は、F T T H化事業へのコロナ交付金の充当等を増額するもので、1枚めくっていただいて、6款1項1目の減額は、町債に係る過疎債の充当を減額するものでございます。また、県補助金を充当することで、7款1項1目の情報化整備費県補助金を新たに追加するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 町民課長。

○町民課長（榎原ナギサ） 議案第55号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について町民課よりご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目の一般管理費について、55万4000円を財源更正するものでございます。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、319万5000円減額するものです。これは保険料等負担金基盤安定分を減額するものでございます。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。3款1項1目、事務費繰入金については55万円増減するものでございます。3款1項2目、保険基盤安定繰入金については319万6000円を減額するものでございます。6款1項1目、国庫補助金については、システム改修補助金を55万4000円減額するものでございます。町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊 俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（砂田寿紀） それでは別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いいたします。議案第56号、令和2年度北広島町水道事業会計補正予算第2号について、上下水道課からご説明いたします。補正予算書の6ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうちの収入でございますが、給水収益、その他の営業収益及び分担金を実績見込みに補正するものでございます。支出についてでございますが、原水及び浄水費、配水及び給水費を精算見込みに補正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊 俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、10議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 議案第57号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（湊 俊文） 日程第44、議案第57号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第1号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和3年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和3年度補正予算書をご覧ください。議案第57号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1500万円を追加し、予算の総額を135億9500万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、参議院議員選挙執行経費及び新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予算の組替えなどの補正を行っております。以上、詳細につきましては、担当から説明をいたします。

○議長（湊 俊文） 財政政策課長。

- 財政政策課長（植田優香） 議案第57号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第1号につきまして、財政政策課からご説明いたします。事前に配付しております資料、令和3年度予算、令和3年3月補正予算の概要をご覧ください。今回の補正の内容ですが、参議院広島県選出議員再選挙の執行経費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予防接種事業費の組替え、また施設の所管替えに伴い、研修宿泊センター及びアザレア千代田は商工観光課の所管となり、2款から7款へ、開発センターは生涯学習課の所管となり、7款から10款へそれぞれ事業費を移動しております。一般会計の補正額は1500万円の増額補正で、補正後の予算額は135億9500万円となっております。なお、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保協力金の計上など、予防接種事業に係る予算の組替えの資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（湊 俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第45 同意第1号 副町長の選任の同意について

- 議長（湊 俊文） 日程第45、同意第1号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の250ページをお願いします。同意第1号、副町長の選任の同意について説明します。本案は、副町長の任期満了に伴い、次の方を副町長に選任したいので、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町川東3062番地、畑田正法さんです。就任については、4月1日からということです。同意についてよろしくお願いいたします。
- 議長（湊 俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略し、これより採決を行います。お諮りします。副町長の選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号、副町長の選任の同意については、同意することに決定しました。ここで、副町長の選任の同意を受けられました畑田正法さんにご挨拶をいただきたいと思っております。
- 総務課長（畑田正法） まず初めに、この本会議の場で発言の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。ただいま議会の同意をいただき、4月1日付で副町長に就任させていただくことになりました畑田でございます。副町長の職責を担うこととなり、その重さ、大きさを痛感しておるところでございます。町長を補佐し、議会や関係団体などの皆様と連携を図りながら、町民の皆さんが、住んでよかった、住み続けたいと思える明るく元気なまちづくり実現のために努める所存でございます。微力ではございますが、これまでの行政経験を生かし、誠心誠意全力を尽くしてまいりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力のほどよろしくお願いいたします。申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第46 同意第2号 教育長の任命の同意について

- 議長（湊 俊文） 日程第46、同意第2号、教育長の任命の同意についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集252ページをお願いします。同意第2号、教育長の任命の同意について説明します。本案は教育長の任期満了に伴い、次の方を教育長に選任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町才乙634番地 池田庄策さんです。同意についてよろしくお願いをいたします。
- 議長（湊 俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略し、これより採決を行います。お諮りします。教育長の任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号、教育長の任命の同意については、同意することに決定しました。ここで、教育長の任命の同意を受けられました池田庄策さんに挨拶をしていただきたいと思います。
- 教育長（池田庄策） 先ほどは教育長の同意を賜りまして、誠にありがとうございました。昨年からのコロナ禍の中で、学校教育活動や生涯学習に大きな制約を受けました。これから感染状況が収束し、伸び伸びと教育活動ができることを願っております。地域住民の皆様の学校教育、生涯学習に対する願いは、大人になっても、ふるさとを大切にすること、子供たちを育ててほしいという声がほとんどです。北広島町の若者定住をサポートするためには、教育の力も非常に大切だと思っております。人口減少の中でも、まだ町内にはたくさん子供たちがいると思っております。将来を担う若者の定住を目指して、地元高校支援、そしてふるさとに夢を持つ子供の育成に向けて、7年目を迎えるふるさと夢プロジェクトに工夫を重ねてまいります。また、新年度からGIGAスクール構想の中で、町内全ての児童生徒のパソコンの準備が整いました。新たなICT教育が始まります。保護者、ご家族の皆様方の一層のご理解、ご支援をお願いいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第47 同意第3号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

- 議長（湊 俊文） 日程第47、同意第3号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集254ページをお願いします。同意第3号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。本年3月の任期満了に伴い、次の方を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会

の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町川戸215番地3、山田正彦さんです。同意についてよろしく願いをいたします。

- 議長（湊 俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略し、これより採決します。お諮りします。北広島町教育委員会委員の任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊 俊文） ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第48 同意第4号 監査委員の選任の同意について

- 議長（湊 俊文） 日程第48、同意第4号、監査委員の選任の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集256ページをお願いします。同意第4号、監査委員の選任の同意について説明します。監査委員の任期満了に伴い、次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町川戸5705番地 森脇誠悟さんです。同意についてよろしく願いいたします。
- 議長（湊 俊文） これで提案理由の説明を終わります。本件については質疑はありませんか。8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。2月議会で、議案の発議でありました上位法が変わって、議会議員でない方でも監査委員に選出することができるということがあって、議員発議がございました。私は、議員発議があったように、議会議員が議会議員としての主な職務ができるという意味で、監査委員に選出をするということでないほうを支持をいたしまして、賛成の討論もしたわけであります。つまり、議会議員が監査委員をしないということが決まりました。そのような方向でなったときの私の第一の理由は、議会議員が本来の議会の仕事をする、監査委員の仕事はしなくてもいいということがあったわけでありますから、専門性の高い公認会計士等にその職を委ねよう、専門職に委ねようということで私は言ったわけであります。今言われました、これまでの監査をしていただいた方が不適當であるということを含く言うつもりはありませんし、そのような思いを持ってはいません。もっと専門性の高いところへの選任をしてほしいということで、あえて、名前も言われましたけれども、もう一度ご一考いただきたいということを申し上げて、討論まではしませんけれども、質疑とさせていただきたいと思っております。以上です。
- 議長（湊 俊文） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） これについては、いろんな考え方はあるかも知れませんが、もう1名の方は、会計的に豊富な知識を持っておられます。今回提案をさせていただいた方は、これまでも経験が豊富であり、そういった面の知識は十分持つておられるというふうに思っておりますので、そのお二方で任に当たっていただくということで、適任者だと考えております。よろ

しくお願いをいたします。

○議長（湊 俊文） 8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） よく分かるんでありますけども、専門性の高いというレベルがどこなのかというのは分かりませんが、資格を正式に持っておられる方を選任するということを私は申し上げているので、今の2名の方が能力が衰えているよということを言おうということではないんです。そうではなくて、もともと専門性の高い、国家試験を受けた方がということをあえて申し上げたいということです。以上です。

○議長（湊 俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 先ほどお答えしたとおりでありますけども、会計的な部分につきましては、当然いろんな複式簿記であるとか、そういった税理士さん等はいろいろ知識もお持ちでしょうが、そういった形についても、しっかりと知識は持っていておるといふふうにご考えておりますので、適任者であると認識をしております。

○議長（湊 俊文） 7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃です。先ほど同僚の議員も質疑しましたが、私も専門性の問題言われましたが、公認会計士や税理士などの資格はあるのかという点については、はっきりした答弁がありません。これをお願いします。さらに、先ほど町長答弁で、これまでも経験豊富であるということが言われました。この方は、議員から選出された方です。もしそれができるならば、議会選出の監査委員を外す必要は全くないということの証明だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湊 俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 議会選出の監査委員さんが今まではおられたわけですが、議員の立場におりながら監査をしていくというのはなかなか難しいということだったと思います。今まで議会議員であった方が監査に当たられるということは、別に問題はないんじゃないかというふうにご認識をしております。今後将来的には、またいろいろ検討はしていきたいと思っておりますけども、しっかりと機能は果たしてもらえるものと思っております。

○議長（湊 俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。次に討論はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。同意第4号、監査委員の選任の同意について、同意できないので、その理由を述べます。この同意案件、人事案件は、今年2月の定例会において、議会発議で、議会選出の監査委員を廃止されたため、新たに監査委員を選出するため提案されています。その際、議員発議の提案理由では、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、専門性と独立性を発揮した監査を実施され、監査機能の充実強化がより図られることが望ましいというのが理由でありました。しかし、今回提案されている方は、今明らかになったように、公認会計士や税理士などの資格もなく、ここでいう専門性のある識見があるとは言えないと考えます。これは議会による廃止理由を踏まえていない人事案と言わざるを得ません。町長は問題がないというふうに言われましたが、議員発議で、議会が廃止した理由では異議があると考えます。よって、今回の同意案件は一旦否決し、改めて町長が提案するよう求めるべきと考えます。議会の皆さんの同意、賛成をお願いします。

○議長（湊 俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。本案について賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）

○議長（湊 俊文） 起立多数です。したがって、同意第4号、監査委員の選任の同意については、同意することに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。なお、次の会議は、3月24日午前10時からの議案の審議、採決となっておりますので、よろしく願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 26分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~